



2013年6月3日

各 位

会 社 名 イオンモール株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡崎 双一  
(コード番号：8905 東証第一部)  
問合わせ先 常務取締役管理本部長 梅田 義晴  
電 話 番 号 043-212-6733

## 新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関するお知らせ

当社は、2013年6月3日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに株式分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

イオングループのディベロッパー事業の中核企業である当社は、アジアNo.1のグローバルディベロッパーをめざし、継続的成長性と収益性を確保する経営基盤の構築に向けた取り組みを進めております。

イオングループでは、事業領域及び機能の統合・再編や「1業態1ブランド化」、「専門化」を推進して各事業の自立した成長とグループシナジー創出に取り組むとともに、飛躍的なグループ成長を遂げるため、2020年に向けた新たな成長ステージへの移行をめざした成長戦略を推し進めています。

当社におきましては、2012年2月期(2011年度)を初年度とする中期3ヵ年経営計画(2011年度～2013年度)を策定し、事業拠点拡大と収益力強化による国内事業基盤の拡充、新たな成長マーケットである中国・アセアン地域での事業展開に向けた基盤づくりを進めております。

ディベロッパー事業の機能統合につきましては、イオングループ各社と当社で協議を進め、モールやショッピングセンターに出店するテナント企業で構成される同友店組織や、マーケティング、モール開発、リーシング機能を当社に集約し、モール競争力の強化、国内外の新規物件開発に取り組んでいます。国内最大のスケールメリットを活用したモール収益拡大とともに、出店ペースの加速や新たな立地開発、プロパティ・マネジメント(PM)事業を促進した国内事業拠点の拡大、また中国・アセアンではイオングループ各社のディベロッパー事業部門の人材を当社開発部門への集中を図り、中国でのモール事業の拡大やアセアンでのモール出店に向けた取り組みを推進してまいります。

当社では、これらの成長施策達成に向けた国内及び中国・アセアンにおける積極的な投資を戦略的に進めており、今般の公募増資により、これらの成長を加速させる施策に必要な資金を確保すると共に中長期的に安定的成長を支える財務基盤を強化いたします。また、「お客様株主」作りにも取り組んでおり、今回の増資と分割を同時に行なうことにより、相乗効果があると考えております。

今後も、当社は小売に精通したディベロッパーとして、お客さま視点に立ったモールづくりを国内外で推し進め、企業価値向上に取り組んでまいります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 23,500,000株  
①下記(4)に記載の一般募集の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 22,660,000株  
②下記(4)に記載の一般募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 840,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2013年6月12日(水)から2013年6月18日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。  
募集株式の一部につき、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあり、かかる海外投資家に対する販売に関して引受人に上記(1)②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2013年6月19日(水)から2013年6月25日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岡崎双一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 2,500,000 株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 2,500,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岡崎双一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 2,500,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 2013 年 7 月 11 日(木)
- (6) 払 込 期 日 2013 年 7 月 12 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岡崎双一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

#### 4. 株式分割

- (1) 株式分割の目的 株主に対する利益還元及び当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的として株式分割を行う。
- (2) 株式分割の概要 ①分割の方法  
2013年7月31日(水)を基準日として、同日最終の株式名簿に記録された株主の所有株式数を、1株につき1.1株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生じる1株未満の端数株式は、これを買受けし、その代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
- ②分割により増加する株式数  
2013年7月31日(水)最終の発行済株式総数に0.1を乗じた株式数とする。※なお、株式分割による増加株式数及び株式分割後発行済株式総数については後記<ご参考>2.をご参照下さい。
- (3) 株式分割の日程 基準日公告日 2013年7月16日(火)  
基準日 2013年7月31日(水)  
効力発生日 2013年8月1日(木)
- (4) その他 単元未満株式の取扱いについて  
単元未満株式(100株未満の株式)をご所有の株主さまは、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。  
単元未満株式の買取制度  
会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主さまがご所有する単元未満株式を買い取ることを請求できる制度です。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から2,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、2,500,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2013年6月3日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2013年7月12日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2013年7月5日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	181,158,107株	(2013年4月30日現在)
公募増資による増加株式数	23,500,000株	(注) 1.
公募増資後の発行済株式総数	204,658,107株	(注) 1.
第三者割当増資による増加株式数	2,500,000株	(注) 2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	207,158,107株	(注) 2.
株式分割による増加株式数	20,715,810株	(注) 3.

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株式分割後発行済株式総数 227,873,917 株 (注) 3.

- (注) 1. 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」(1)②に記載の権利全部を引受人が行使した場合の数字です。  
 2. 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。  
 3. 上記(注)1. 記載の権利全部を引受人が行使及び(注)2. 記載の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 67,870,120,000 円について、2015年2月期末までに全額を新設店舗の設備資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、2013年6月3日現在(ただし、既支払額については2013年2月28日現在)、以下のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	事業の種類 別名称	設備の 内容	敷地 面積 (㎡)	賃貸収益 年間予定額 (百万円)	資金調達方法	投資予定金額		着工及び完成	
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着工	完成
イオンモール 春日部 (埼玉県 春日部市)	モール 事業	モール	83,000	2,910	借入金、預り保 証金、自己資金 及び増資資金 (注)1.等	20,091	5,355	2012年 3月	2013年 3月
イオンモール つくば (茨城県 つくば市)	モール 事業	モール	200,000	2,873	借入金、預り保 証金、自己資金 及び増資資金 (注)1.等	15,071	358	2012年 5月	2013年 3月
(仮称) イオンモール 東員 (三重県 員弁郡東員町)	モール 事業	モール	140,000	2,225	借入金、預り保 証金、自己資金 及び増資資金 (注)1.等	12,448	43	2013年 1月	2013年 11月
(仮称) イオンモール 幕張新都心 (千葉県 千葉市美浜区)	モール 事業	モール	192,000	6,577	借入金、預り保 証金、自己資金 及び増資資金 (注)1.等	50,484	6,254	2013年 1月	2013年 12月
(仮称) イオンモール 和歌山 (和歌山県 和歌山市)	モール 事業	モール	155,000	3,298	借入金、預り保 証金、自己資金 及び増資資金 (注)1.等	25,153	7,052	2012年 12月	2014年 春
(仮称) イオンモール 木更津 (千葉県 木更津市)	モール 事業	モール	283,500	2,855	借入金、預り保 証金、自己資金 等	16,015	19	2013年 下期	2014年 秋

- (注) 1. 「増資資金」は、今回の一般募集及び本件第三者割当増資による調達資金であります。  
 2. 金額には消費税等を含んでおりません。  
 3. 上記投資予定額には、差入保証金を含んでおります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は収益力向上により、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営政策と認識しております。なお当社は2013年7月31日(水)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行います。しかし、1株当たり配当金は年間22円(第2四半期末1株当たり配当金は11円)を維持させていただく予定です。実質増配となる見込みであります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、株主の皆さまへの安定的な配当継続を重視しております。当社はこれまで配当性向の目途を年間15%としておりましたが、今後は配当性向を年間20%以上に引き上げることとし、株主の皆さまへの利益還元をより充実させます。

(3) 内部留保資金の用途

上記基本方針に基づき、事業基盤強化のための成長事業、新規事業等、経営体質強化のために有効投資していく方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2011年2月期	2012年2月期	2013年2月期
1株当たり連結当期純利益	123.55円	112.37円	120.70円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	20.00円 (10.00円)	21.00円 (10.00円)	22.00円 (11.00円)
実績連結配当性向	16.2%	18.7%	18.2%
自己資本連結当期純利益率	13.4%	11.0%	10.7%
連結純資産配当率	2.2%	2.0%	1.9%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

4. 2012年5月15日開催の第101期定時株主総会決議により、決算日を2月20日から2月末日に変更したため、2013年2月期は2012年2月21日から2013年2月28日までとなっております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（207,158,107株）に対する下記の新株発行予定残数の比率は0.04%となります。

#### ストックオプション付与の状況（2013年5月31日現在）

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
2008年4月4日	7,100株	1円	1,376円	2008年5月21日から 2023年5月20日まで
2009年4月3日	18,700株	1円	599円	2009年5月21日から 2024年5月20日まで
2010年4月6日	20,000株	1円	871円	2010年5月21日から 2025年5月20日まで
2011年4月5日	17,800株	1円	885円	2011年5月21日から 2026年5月20日まで
2012年4月5日	18,700株	1円	811円	2012年5月21日から 2027年5月20日まで
2013年4月5日	9,900株	1円	1,520円	2013年5月21日から 2028年5月20日まで

### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2011年2月期	2012年2月期	2013年2月期	2014年2月期
始 値	1,639円	2,180円	1,834円	2,310円
高 値	2,389円	2,217円	2,312円	3,495円
安 値	1,533円	1,480円	1,491円	2,309円
終 値	2,194円	1,841円	2,298円	2,693円
株価収益率	17.8倍	16.4倍	19.0倍	—

(注) 1. 2014年2月期の株価については、2013年5月31日(金)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

3. 2012年5月15日開催の第101期定時株主総会決議により、決算日を2月20日から2月末日に変更したため、2013年2月期は2012年2月21日から2013年2月28日までとなっております。

#### ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



#### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるイオン株式会社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。